

保護者各位

川口市子ども部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育所等への登園の自粛について（お願い）

平素は本市保育行政にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

本市における保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所としてきたところです。

しかしながら、市内の感染者数は依然として多い状態が続いており、感染者が出たことにより臨時休園をする保育所等も増えていることから、下記のとおり登園の自粛についてお願いをするものです。

保護者の皆様におきましては、感染拡大防止の観点からご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 登園自粛をお願いするケース

仕事が休みの日や、親族のかたなど周囲の協力が得られる場合など、在宅保育が可能な日に協力をお願いいたします。

なお、テレワーク中のかたや育児休業中のかたに対して、必ずしも登園自粛をお願いするものではありません。

2 登園自粛をお願いする期間

令和3年9月6日から9月12日まで

※埼玉県における緊急事態宣言措置期間が延長された場合は、期間を延長する予定です。

3 保育料等の返金について

登園自粛にご協力いただいた日数に応じて、保育料の還付を行います。（認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所に在籍のお子さんにつきましては、還付方法は園により異なります）還付のご案内は、改めて通知をお送りいたします。

なお、3歳児クラス以上のお子さんの給食費に関しましては、園により対応が異なります。公設公営保育所に在籍のお子さんには、改めて通知をお送りいたします。

4 教育・保育給付認定その他の取扱いについて

○求職活動認定により保育所等を利用されているかたの登園を妨げるものではありません。認定期間内に就労を開始していただく必要があります。

○年度途中入所のかたで、育児休業の復帰をお願いしているかたも、前記同様に復帰期限までの復帰をお願いいたします。

○長期欠席申請をされているかたにつきましては、登園自粛に協力することにより長期欠席可能期間である3か月を超えた場合は、承認いたします。ただし、上記2の期間を超えての3か月以上の欠席はできません。

川口市保育幼稚園課 入所係
電話 048-258-4097